人事院会議議事録

会議日

令和5年11月21日 火曜日

会議の出席者

川本総裁 古屋人事官 伊藤人事官

(幹事) 柴﨑事務総長、米村総括審議官

(説明員) (給与局)

中西給与第二課長、井手給与第三課長

議題

給与法の改正を踏まえた人事院規則の一部改正等

議事の概要

- 議題「給与法の改正を踏まえた人事院規則の一部改正等」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で了承された。

院議資料

給与法の改正を踏まえた人事院規則の一部改正等について

令和5年11月21日 給 与 局

本年の人事院勧告事項を実現するための給与法等一部改正法(以下「令和5年改正法」という。)について、公布日に施行される事項(俸給表の改定等)及び令和6年4月1日に施行される事項(令和6年6月期以降の勤勉手当の支給割合の改定等)を踏まえ、以下のとおり、人事院規則の一部改正等を行うこととしたい。

【人事院規則】

1 人事院規則9-1 (非常勤職員の給与)の一部改正

委員、顧問、参与等の職にある非常勤職員の手当に係る人事院の承認を得たものとみなす額(26,400円未満)について、指定職俸給表の平均改定率(0.3%)を踏まえ、100円引き上げる改正を行う。

【人事院規則9-1第2条】

2 人事院規則9-8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部改正

俸給表の改定により、現行の昇格時号俸対応表による昇格後の対応号俸が変わる場合が生じるため、昇格時号俸対応表等の改正を行う(今年度内の昇格であれば改正前の昇格時号俸対応表によること等とする経過措置も規定)。

【人事院規則9-8別表第7(昇格時号俸対応表)及び 別表第7の2(降格時号俸対応表)】

3 人事院規則9-34 (初任給調整手当)の一部改正

初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の改定状況(平均 0.5%引上げ)を勘案し、期間の区分別・職員の区分別の手当額を引き上げる改正を行う。

【人事院規則9-34別表第1及び別表第2】

- 4 人事院規則9-40 (期末手当及び勤勉手当)の一部改正
 - ① 令和5年12月期の勤勉手当の成績率の改正 勤勉手当について、平均支給月数の引上げに伴い、令和5年12月期の職員区分別 の成績率を引き上げる改正を行う。
 - ② 令和6年6月期以降の勤勉手当の成績率の改正 勤勉手当について、令和6年6月期以降の職員区分別の成績率を6月期と12月期

で同率にする改正を行う。

【人事院規則9-40第13条及び第13条の2】

5 人事院規則9-150(令和5年改正法附則第2条の規定による最高の号俸を超える 俸給月額を受ける特定任期付職員の俸給月額の切替え)の制定

令和5年改正法附則第2条の規定に基づき、切替日(令和5年4月1日)前から任期付職員法第7条第3項の規定により最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員について、切替日における俸給月額を俸給表改定に対応した額に決定するための切替え規定を置く。

【公布日】

令和5年改正法の公布の日

【施行日】

1~3 : 令和5年改正法公布の日(令和5年4月1日から適用)

4の①、5:令和5年改正法公布の日

4の② : 令和6年4月1日

以 上